

受益者負担の適正化に関する基本方針

はじめに ～受益者負担の適正化の背景と必要性～

市は、行政の責務として「社会的公平・公正の追求」を負っています。

市が提供する施設やサービスは市税などを通して市民が負担しているため、誰もが公平・公正に利用できなければなりません。

スポーツ施設の利用や各種の証明など、行政サービスを利用する人と利用しない人が存在する中においては、利用する人にその費用の一部を負担していただくことが、市民間の不公平をなくすことに繋がります。

また、厳しい財政状況のもと、継続的に行政サービスを提供していくためには、社会経済情勢に合わせてサービス水準や使用料、手数料を見直して行く必要があります。

受益者負担の適正化は、市民間の公平性の確保と市民サービスの向上を目指すとともに、行政のマネジメントを改善することを主な目的として取り組むものです。

第1 基本的な考え方

1 受益者負担の適正化の2原則

(1) 負担公平の原則

特定の者が行政サービスを利用し受益関係が生じる場合、利用する者と利用しない者との負担の公平を図る観点から、受益の範囲内において原価を基本とした料金設定と適時適切な見直しが必要です。

(2) 負担均衡の原則

行政サービスの公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を考慮することが必要です。

2 受益者負担額算定方法

- (1) 受益者負担額は、市が提供するサービスに係る費用（以下「サービス原価」という。）を基に算出します。
- (2) 市が提供するサービスは多岐にわたるため、サービスを性質別に分類し、サービス分類ごとの受益者負担割合を設定することによって、税負担と受益者負担との均衡を図ります。

$$\text{受益者負担額} = \text{サービス原価} \times \text{受益者負担割合}$$

3 サービス原価の改善及びサービス向上の取組

市は、効率的・効果的な施設運営やサービスの運用に努め、サービス原価の改善に取り組めます。また、利用者の満足度向上のため、利用者のニーズを捉えたサービス改善に取り組めます。

4 受益者負担割合の公表

市民やサービスの利用者に、受益者負担の適正化の取組をより理解していただけるよう、身近な公共施設の受益者負担割合と受益者負担の適正化に向けた今後の取組方針を、毎年、市ホームページで公表します。

第2 対象とする受益者負担

1 種類

- (1) 使用料 地方自治法第 225 条の規定に基づき、公の施設の利用につき徴収するもの
- (2) 手数料 地方自治法第 227 条の規定に基づき、特定の者のためにする事務につき徴収するもの
- (3) 分担金 地方自治法第 224 条の規定に基づき、地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって特に利益を受ける者から徴収するもの
- (4) 負担金 地方公共団体が、法令、条例等に基づき徴収するもの
- (5) 雑入 民法上の契約関係に基づき徴収するもの
- (6) 市に歳入のない自己負担 検診受診費用、予防接種費用など

2 適用除外

次に掲げるものについては本基本方針の適用外とします。

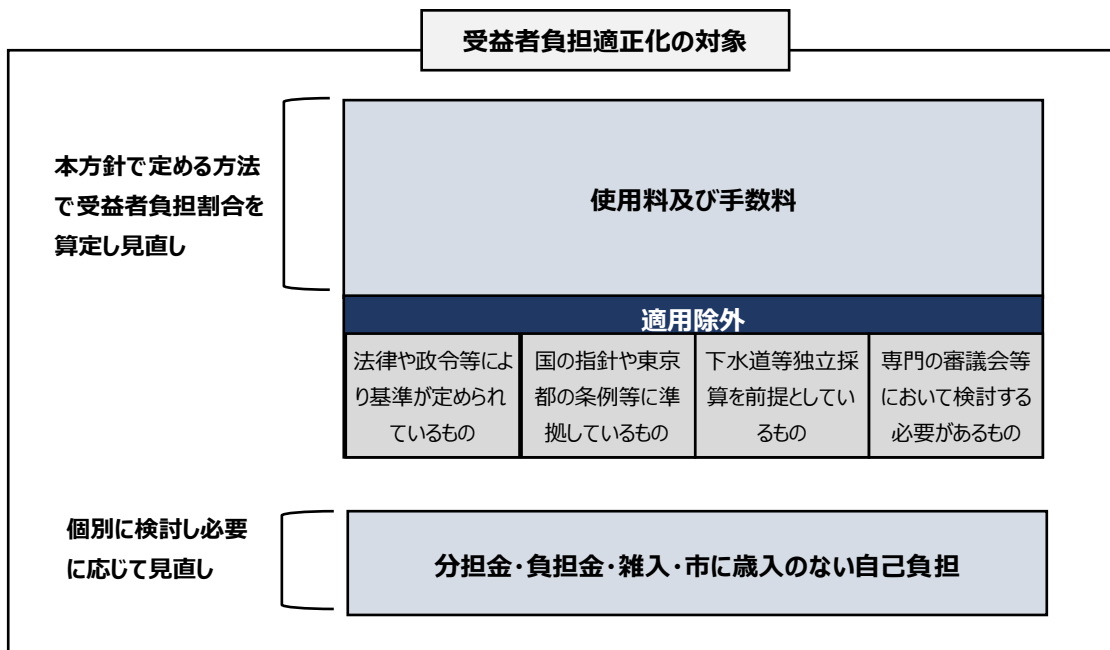
- (1) 法律や政令等により基準が定められているため、市が独自に設定することが適切ではないもの
 - 例) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料、法令で無料であることが規定される図書館
- (2) 国の指針や東京都の条例等に準拠しているため、市が独自に設定することが適切ではないもの
 - 例) 道路等占用料
- (3) 独立採算を前提としているもの（公営企業）
 - 例) 下水道事業、病院事業
- (4) 政策的な判断や広域的な観点を必要とするため、専門の審議会等において検討する必要があるもの

例) 市立保育園保育料、学童保育所育成料、家庭ごみ処理手数料

3 適正化の方法

使用料及び手数料は、「第5 使用料・手数料の見直し」に示す方法で受益者負担の適正化を図ります。分担金、負担金、雑入のほか市に歳入のない自己負担は、該当する行政サービスについて個別に検討し、必要に応じて料金の見直しを行います。

図1 適正化の対象とする受益者負担



第3 使用料の受益者負担割合について

1 サービス原価に含める費用

使用料のサービス原価の対象とする費用は、人件費、物件費、維持補修費とします。

ただし、民間で同種のサービスが適用されるものについては、上述の費用に加え、当該サービスに係る部分の施設の減価償却費もサービス原価とします。

2 施設の性質に応じた負担割合の設定

公の施設はその設置目的や性質が多様であるため、使用料の算定にあたっては、施設の性質に応じて、費用のうち受益者が負担する分と公費で負担する分を決める必要があります。

そこで、施設の性質を次の2つの基準で9つに分類し、受益者負担割合を設定します。

(1) サービスを分類する2つの基準

(ア) サービスの選択性に関する基準（必需性）

・基礎的なもの

市民生活の基盤となる公共性が高いサービスで、年齢や性別、住所地を問わず、広く提供されるべきもの

・中間

公共性を有するサービスで、特定の利用者の利便を図るもの（市民センターの諸室など）

・選択的なもの

生活や余暇を潤いのあるものとするサービスで、市民一人ひとりによってその必要性が大きく異なるもの（市民ホール、体育館など）

(イ) サービスの市場性に関する基準（収益性）

・非市場的なもの

同種のサービスの民間での提供が困難であり、主として行政が提供するもの（体育館など大規模施設、地域利用を前提とした市民センター等の諸室など）

- 中間

同種のサービスの民間での提供が少ない又は現在提供されていないが、今後期待できるもの（中心市街地における会議室、テニスコートなど）

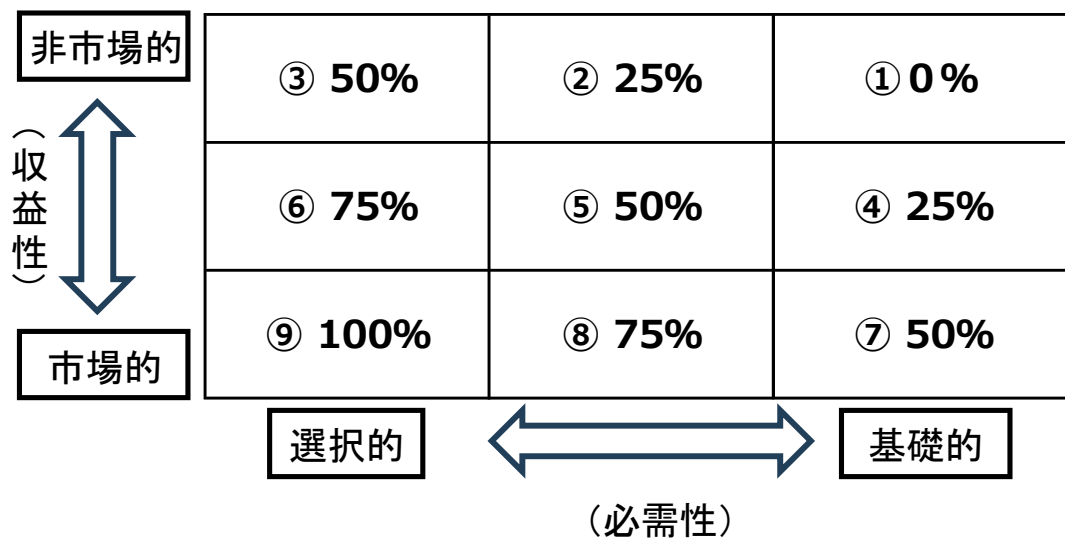
- 市場的なもの

同種のサービスが民間でも広く提供されており、収益性が認められるもの（宿泊施設など）

（2）サービス区分

上記（1）で示した基準により、サービスの受益者負担割合を9つの区分に分類します。

図2 サービス区分と受益者負担割合



3 受益者負担割合の算定方法

受益者負担割合の算定方法は次のとおりとします。運営費などサービス原価を対象として交付される補助金等は、サービス原価から控除するものとし、使用料を減免した額については、使用料収入に加算することとします。

使用料収入+減免額

×100 =

使用料の受益者負担割合

サービス原価

〔人件費、物件費、維持補修費、減価償却費※の合計から
補助金を除いた額〕

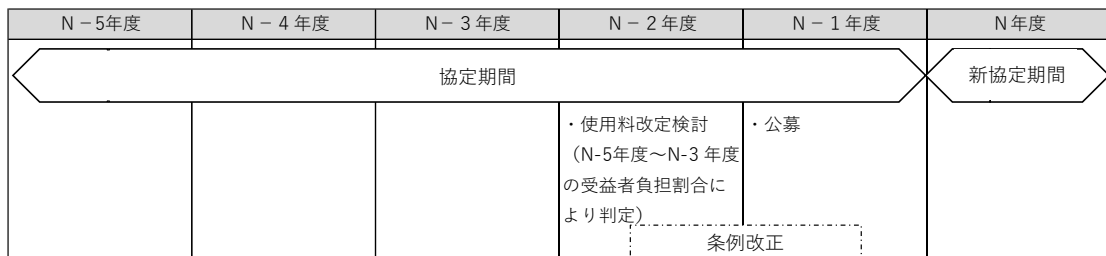
※原則、サービス区分⑨のみ

4 指定管理者制度導入施設

指定管理者制度による利用料金制を導入している施設について、本基本方針により改定するのは、指定管理者が設定する使用料ではなく、条例に規定する上限額です。したがって、これらの施設の使用料は、市が上限額の見直しを行い条例改正等の手続を行ったうえで指定管理者が設定します。

指定管理者制度導入施設の使用料は、収支額を適正に算定できるよう、原則、公募前に改定見込額を確定し、公募要項に明記します。ただし、困難な場合は、公募要項に①使用料改定について検討中であること ②協定期間中に使用料を改定する可能性があること ③その場合には協議を行うこと等を明記するなど事業者との間に疑義が生じないよう所要の対応を講じることとします。

図3 見直し周期（指定管理期間5年の場合）の考え方



5 営利目的で施設を利用する場合

商業活動等の営利を目的として施設を利用する場合は、公費を投入することが適切ではないため、本方針に関わらず、特別料金を設定するものとしします。

第4 手数料の受益者負担割合について

1 サービス原価に含める費用

手数料のサービス原価の対象とする費用は、人件費、物件費とします。

2 手数料の受益者負担割合

手数料は、特定の者のために行う役務に対して、その費用を賄うために徴収する料金であることから、原則としてサービス原価の100%を受益者の負担とします。

3 受益者負担割合の算定方法

受益者負担割合の算定方法は次のとおりとします。事務処理経費などサービス原価を対象として交付される補助金等は、サービス原価から控除するものとし、手数料を減免した額については、手数料収入に加算することとします。

$$\frac{\text{手数料収入+減免額}}{\text{サービス原価
[人件費、物件費の合計から補助金を
除いた額]}} \times 100 = \text{手数料の受益者負担割合 (\%)}$$

第5 使用料・手数料の見直し

1 見直しの周期

単年度の修繕など、サービス原価は年度ごとに変動することを考慮し、受益者負担割合は3か年の平均値を指標とします。このため、見直しの検討は4年ごとに行うこととします。ただし、指定管理者制度導入施設については、原則、次期指定管理期間に向けた公募の前年度に見直しの検討を行うこととします。

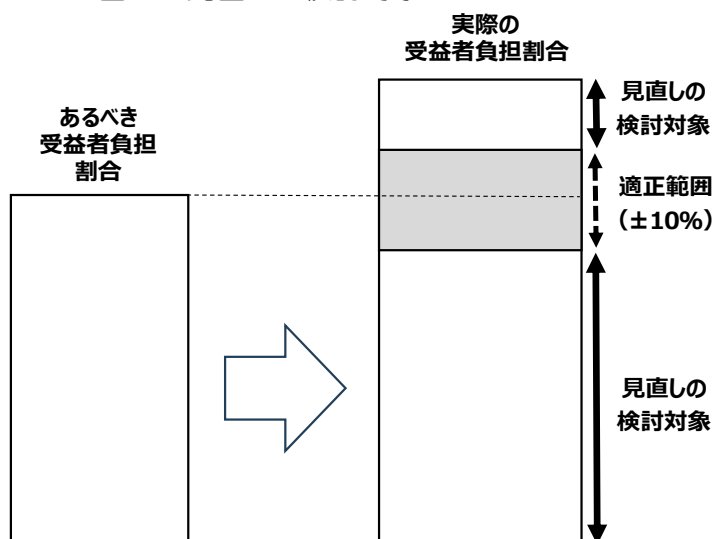
なお、物価変動などの社会経済情勢の変化や利用者数の変動、消費税率の改定など、大きな変化があった時には、上述の見直し周期に関わらず、都度、適切に反映させることとします。

2 見直しの方法

(1) 検討対象

受益者負担の安定性を確保するため、受益者負担割合を算定した結果、あるべき負担割合との乖離が概ね±10%を超える場合は、使用料・手数料の見直しの検討対象とします。

図4 見直しの検討対象



(2) 料金改定の検討における留意点

検討対象となった使用料・手数料は、市民生活への影響、市内の同種サービスや近隣自治体の類似サービスとの均衡等を考慮して料金の改定を検討します。

3 激変緩和措置

受益者負担の急激な変化を緩和するため、使用料・手数料を上げる場合の1回の改定幅の上限は、原則として現行料金の1.5倍とします。

第6 減額・免除について

減免の実施は、受益者負担の適正化の観点から、社会政策的な配慮を要するものや、応能負担の原則に基づくものについて、本来の目的や必要性に則し、限定的に行うものとしてします。

その他、減免については、次のことに留意して設定します。

- (1) 既に当該サービスに対する補助が行われているときは、減免対象としない。
- (2) 関係法令で減免基準が定められている場合はその規定に拠る。
- (3) 減免基準については、条例、規則もしくは要綱等で明確に定める。